

# 子育て応援定期積金

2025年12月1日現在

1. 商品名	・スーパー定期積金(子育て応援定期積金)
2. ご利用いただける方	・ご契約時点で扶養する18歳未満のお子さまがいる個人のお客さま(妊娠中の方も含まれます)
3. 必要事項	・お申込の際に、お子さまの「医療費受給者証」をご提示ください。 ・妊娠中の方は、母子手帳をご提示ください。 ・当金庫ではじめてお取引をされる方は、本人確認が必要となりますので、本人確認書類(運転免許証、個人番号カード(表面のみ)等)をお持ちください。
4. 期間	・2年、3年、4年、5年
5. 預入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)払込単位	・毎月定期的に一定の掛け金を払込いただきます。 ・5,000円以上 ・1,000円単位
6. 払戻方法	・満期日以後に一括して支払います。
7. 利息 (給付補填金) (1)適用金利 (2)給付補填金の支払方法 (3)計算方法	・ご契約時のスーパー定期積金の店頭表示利率に0.1%を上乗せした利率を満期日まで適用いたします。 ・給付補填金は、満期日以後一括して支払います。 ・給付補填金は付利単位を1円として、契約期間における掛け金残高積数に年利回りを乗じて計算します。
8. 税金	・給付補填金には20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。(マル優制度は利用できません) ※2013年1月1日から2037年12月31日までの間に支払われる給付補填金には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。
9. 手数料	――
10. 付加できる特約事項	・普通預金等からの自動振替による掛け金ができます。 (他に店頭持参扱い、集金扱いによる掛け金方法もご利用いただけます)
11. 中途解約時の取扱	・満期日前に解約する場合は、次の①、②の期限前解約利率により利息相当額を計算し、この積立の掛け金残高相当額とともに支払います。 ①初回掛け金日から解約日までの期間が1年未満の場合→解約日の普通預金利率 ②初回掛け金日から解約日までの期間が1年以上の場合→約定年利回り×60% (ただし、解約日における普通預金利率を下限とします)
12. 金利情報の入手方法	・ホームページをご覧いただぐか、窓口または店頭備え付けの情報表示ボードでご確認いただけます。
13. その他参考となる事項	・掛け金が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べるか、または約定年利回り(1年を365日とする日割計算)の割合による遅延利息をいただけます。 ・満期日以後の利息は解約日における普通預金利率により計算いたします。 ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。